部長及び参事官

殿

所 属 長

「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」と「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」とが競合して適用される場合の災害給付の取扱いについて(通達甲)

みだしのことについては、「「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」と「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」とが競合して適用される場合の取扱いについて(例規)」(昭和37年8月1日高務収第765号)により警察庁からの通達に基づき運用することを示しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、引き続き別紙の警察庁からの通達のとおり運用することとするので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達甲は、平成28年2月1日から実施する。

別紙

警 視 庁 警 務 部 長 各道府県警察本部長 殿 各 方 面 本 部 長 警察庁丁人発第298号 昭和37年7月24日

「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」第2条第2項の規定と「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」第3条第1号の規定とが競合して適用される場合の災害給付の実施に関する協定について

警察官または海上保安官の直接の援助要請がない場合の領海内における人命救助行為にともなう災害給付については、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」第2条第2項の規定と「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」第3条第1号の規定とが競合して適用されるのであるが、現在まで、その災害給付の実施機関については、何ら取り決めがなされていなかったので、給付の実施に関してややもすれば円滑を欠くうらみがあつた。

今般、これを是正するため、海上保安庁との間に別添のとおり、協定がなされたので、この趣旨に従って運用されるようにいたされたい。

なお、この協定は、災害給付の実施に関するものであって、領海内における警察官の職権行使を制限したものではないから、念のため申し添える。

警察庁と海上保安庁とは、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(以下「警察官援助法」という。)第2条第2項の規定と海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(以下「海上保安官援助法」」という。)第3条第1号の規定とが競合して適用される場合の災害給付の実施に関し、次のように了解する。

昭和37年7月16日

警 察 庁 警 務 局 長 海上保安庁総務部長

- 1 海浜における遊泳、岸壁からの転落等による水難の救助に係る災害について は、警察官援助法による。
- 2 船舶または航空機に関連する海難の救助に係る災害については、海上保安官 援助法による。
- 3 前2項の定めにかかわらず、警察官または海上保安官が第2項または第1項 に定める災害の状況を先に確認してその事後処理にあたった場合は、その処理 にあたった者の身分に応じて、それぞれ警察官援助法または海上保安官援助法 による。
- 4 いずれの援助法によるかについて疑義が生じた場合はそのつど協議する。